

詳細設計付概算数量設計方式の概要

1 「詳細設計付概算数量設計方式」とは

概算数量で積算した工事を発注し、詳細設計業務の一部（配管図等の作成）と工事を施工業者が行う方式

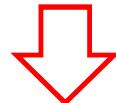
2 工事発注に係る変更点

【現 状】

	平面図	土工定規図 横断図	配管図 数量計算書	施工
発注者				
受注者				

【入札】

- ・ 数量計算書に基づき、土量・本管・給水管等の各種詳細数量を設計書に計上



【詳細設計付概算数量設計方式】

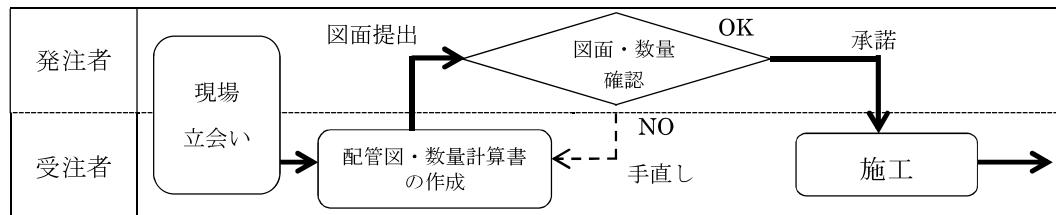
	平面図	土工定規図 横断図	配管図 数量計算書	施工
発注者				
受注者				

【入札】

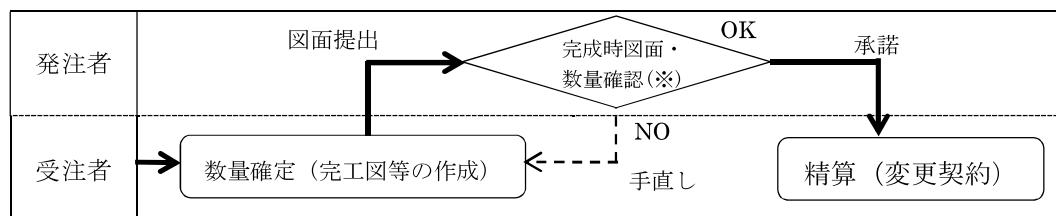
- ・ 過去の実績から求めた「100m当りの平均数量」により、概算数量を設計書に計上
- ・ 配管図等の作成に必要となる「詳細設計費」を計上
- ・ 現状発注者で作成している配管図等の作成を受注者が現場状況に合わせ作成

3 契約後の流れ

《施工までの流れ》



《精算までの流れ》



※ 完成時の図面等について、当初の図面等と比較し精査する。

【詳細設計付概算数量設計方式Q & A】

Q 1 : 詳細設計付概算数量設計方式とはどの様なものか。

A 1 : 概算数量で積算した工事を発注し、詳細設計業務の一部（配管図等の作成）と工事を施工業者が行う方式です。

Q 2 : 詳細設計付概算数量設計方式による工事の発注には、どのような利点があるのか。

A 2 : 概算による数量で発注するため、発注者においては積算業務の効率化、また受注者においては、現場に即した配管図に基づく効率的な施工や工期の短縮などの利点を想定しています。

Q 3 : 詳細設計付概算数量設計方式による入札方法は、現行と変わりがあるのか。

A 3 : 入札方法は現行のまま「一般競争入札」になります。

Q 4 : どのような工事を対象とするのか。

A 4 : 道路占用申請などの理由により、当面試行導入として市道における水道管布設工事で、配水管口径 $\phi 150\text{mm}$ 以下の「管工事」を対象としています。

Q 5 : 配管図・数量計算書等の作成に必要となる設計費用は、工事設計書にどの様に計上されるのか。

A 5 : 必要となる設計費用は、共通仮設費内の準備費に計上します。

Q 6 : 配管図・数量計算書等の作成に必要となる設計費用は、何に基づき算定されるのか。

A 6 : 設計費用は本市における工事・設計業務委託の積算基準として採用している「水道事業実務必携」（全国簡易水道協議会発行）に準じて積算します。

公告する工事設計書には、配管図等の作成に係る作業項目が記載されていますので、応札の際は、水道事業実務必携に掲載された各作業項目の人工・設定条件等をご確認の上、積算を行ってください。

Q 7 : 配管図・数量計算書等の作成業務を、一部下請として外部のコンサルタント等の業者に発注しても良いのか。

A 7 : 一部下請届を提出の上、コンサルタント等に作業を発注することも可能ですが。

Q 8 : 配管図・数量計算書等の作成業務の追加により、全体工期はどのようになるのか。

A 8 : 現行の施工日数に加え、新たに配管図・数量計算書等の作成に要する日数を上乗せして工期を設定します。